

お客さま各位

「手形・小切手機能の全面的な電子化」へ向けた対応について②

大東京信用組合

平素は大東京信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、2026年度末までに「手形・小切手機能の全面的な電子化」を推進する方針が示されたことを受けて、全国銀行協会より「2027年4月から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」方針が公表されました。

こうした状況を踏まえて、当組合では、新たに下記の対応を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

お客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 手形・小切手を“振り出しされる”お客さま向けの取組

1. 専用約束手形口座当座預金の新規取扱い終了：【取扱終了日】2026(令和8)年3月31日(火)

2026(令和8)年3月31日をもって、専用約束手形口座当座預金の新規取扱いを終了します。

2. 手形・小切手の発行受付終了：【受付終了日】2026(令和8)年5月29日(金)

2026(令和8)年5月29日をもって、ご利用中の当座勘定を対象に手形・小切手の発行受付を終了します。

※ 2026(令和8)年6月1日以降に開設いただく当座勘定は、手形・小切手の発行受付を行いません。

3. 自己宛小切手の発行受付終了：【受付終了日】2026(令和8)年5月29日(金)

2026(令和8)年5月29日をもって、自己宛小切手の発行受付を終了します。

4. 払戻請求書による当座勘定からの払戻受付開始：【手続開始日】2026(令和8)年6月1日(月)

2026(令和8)年6月1日以降、現金出金等が必要となる場合は、お取引店にて当組合所定の払戻請求書へ届出の印鑑の捺印と署名判を押印(または署名)のうえ、提出いただき、払戻しを行えるようにします(正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります)。

5. 手形・小切手の最終振出期限：【振出期限】2026(令和8)年9月30日(水)

手形・小切手の最終振出期限を、2026(令和8)年9月30日とします。

最終期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。

6. 未使用手形・小切手の回収開始：【回収開始日】2026(令和8)年10月1日(木)

2026(令和8)年9月30日の手形・小切手の振出期限の設定を踏まえ、お手元にある未使用の手形・小切手の回収を開始します。

なお、買戻し(返金)はいたしませんのでご注意ください。

回収に関する手続きは、回収開始日が近づきましたら、追ってご案内させていただきます。

## II. 手形・小切手を“お受け取りになる”お客さま向けの取組<sup>(\*1)</sup>

(\*1) 2026(令和8)年2月2日より、2027(令和9)年4月1日以降を支払期日とする手形(2027(令和9)年4月1日以降を振出日とする先日付小切手を含む)について、支払地が当組合であるか他行であるかに関わらず、期日管理を行う代金取立の受付・手形割引の受付を終了しています。

### 1. “他行”を支払地とする手形・小切手<sup>(\*2)</sup>

(\*2) 支払地が他行の手形・小切手について、振出金融機関によっては、最終振出期限を定めている場合があります。その場合、当組合で入金・取立・手形割引の受付をしても、振出金融機関で決済されない可能性がありますので、あらかじめ振出期限をご確認ください。

#### (1) 預金入金扱いの受付終了：【受付終了日】2026(令和8)年9月30日(水)

2026(令和8)年9月30日をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。

#### (2) 取立受付終了：【受付終了日】2027(令和9)年3月16日(火)

2026(令和8)年10月1日以降も、支払期日<sup>(\*3)</sup>が2027(令和9)年3月31日までの手形・小切手については、期日まで余裕があれば取立の受付が可能です。期日まで余裕がない場合の取立はお受けできません。

当組合の手続上、取立の受付が可能なのは、支払期日<sup>(\*3)</sup>まで10営業日以上の間があるものです。

(\*3) 小切手の場合は振出日が基準となります。

#### (3) 手形割引の受付終了：【受付終了日】2026(令和8)年9月30日(水)

2026(令和8)年9月30日をもって、他行を支払地とする支払期日が2027(令和9)年3月31日までのもので振出日が2026(令和8)年9月30日までの手形割引の受付を終了します。

ただし、期日まで余裕があれば取立での受付が可能です。期日まで余裕がない場合の取立はお受けできません。

当組合の手続上、手形割引の受付が可能なのは、支払期日まで10営業日以上の間があるものです。

### 2. “当組合”を支払地とする手形・小切手<sup>(\*5)</sup>

(\*5) 当組合では当座勘定からのお支払いを目的とした手形・小切手の最終振出期限を2026(令和8)年9月30日までといたします(参照：前記「I. 5.」)。

そのため、2026(令和8)年10月1日以降に振り出された手形・小切手を入金または取立・手形割引、店頭にお持ち込みいただいても、決済することができません。

#### (1) 預金入金扱いの受付

2026(令和8)年10月1日以降は、振出日が2026(令和8)年9月30日までのもののみ入金可能です。

#### (2) 取立受付終了：【受付終了日】2027(令和9)年3月16日(火)

2026(令和8)年10月1日以降も、支払期日が2027(令和9)年3月31日までのもので、振出日が2026(令和8)年9月30日までの手形・振出日が2026(令和8)年9月30日までの小切手については、期日まで余裕があれば取立の受付が可能です。期日まで余裕がない場合の取立はお受けできません。

当組合の手続上、取立の受付が可能なのは、支払期日<sup>(\*3)</sup>まで10営業日以上の間があるものです。

(\*3) 小切手の場合は振出日が基準となります。

#### (3) 手形割引の受付終了：【受付終了日】2026(令和8)年9月30日(水)

※ 前記「II. 1. (3)」に準じます。

## III. 今後の予定

現時点で、当組合で予定している以下の取り組みにつきましては追ってご案内いたします。

1. 前記に掲げた各種取組に関する各種預金規定(当座勘定を含む)等の改定
2. その他付随するもの

## IV. 代替サービスのご案内

当組合では電子的な決済手段としてインターネットバンキング・でんさいネットを利用した電子記録債権のサービスがご利用いただけます。詳しくはお取引店にてご確認ください。

※ 電子記録債権のご利用には審査がございます。審査の結果、ご希望に沿いかねる場合がございますのでご了承ください。

<小切手に代わる決済インフラ> 個人のお客さま : インターネット・モバイルバンキング  
法人・個人事業主のお客さま : 大信ビジネスバンキング

<手形に代わる決済インフラ> 法人・個人事業主のお客さま : でんさいネット、でんさいネットライト

以上